

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

荏原税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

品川区中延1-1-5

最寄り駅

東急目黒線 武蔵小山駅 徒歩15分 東急池上線 荏原中延駅 徒歩7分
東急池上線 戸越銀座駅 徒歩7分 都営地下鉄浅草線 戸越駅 徒歩10分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土、日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は、品川税務署において相談・受付を行います。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 品川税務署 [\(案内図\)](#)

所在地 港区高輪3-13-22

最寄り駅 JR 品川駅 徒歩5分 京浜急行線 品川駅 徒歩5分
都営地下鉄浅草線 高輪台駅 徒歩8分

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)

その他

- 上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 税務署内の駐車場はご利用いただけませんので、お車での来署はご遠慮ください。